

各 部 長  
各 区 理 事  
教 育 長  
市 議 会 事 務 局 長  
各 委 員 ( 会 ) 事 務 局 長

} 様

南相馬市長 渡 辺 一 成

## 平成19年度予算編成方針について（通知）

### I 国の経済情勢

我が国の経済情勢は、内閣府の発表した10月の月例経済報告によると、企業収益の改善・設備投資の増加等企業部門の好調さが家計部門にも波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれている。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある旨の報告がされている。

こうした中で、政府は、7月に策定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（以下「基本方針2006」という。）に基づき、構造改革を加速・深化し、重点強化期間内に物価の安定基調を確実なものとし、物価の安定の下で民間主導の持続的な成長を図るため、政府・日銀が一体となった取組を行うこととしている。

また、これからの10年を「新たな挑戦の10年」と位置づけ、これまでの構造改革路線を堅持しつつも、人口減少・少子高齢化など、直面する内外の課題に対しても、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現 など社会変革に向けて勇氣ある新たな挑戦を決意している。

### II 国の財政の動向

我が国の財政は、これまで累次にわたる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、「三位一体の改革」や「歳出・歳入一体改革」などを強力に推し進めているところであるが、依然として30兆円規模の新規国債発行を余儀なくされ、国債残高は平成18年度末で542兆円程度の見込になるなど極めて厳しい状況にある。

そこで政府は、「基本方針2006」において、財政健全化への取組を明確にし、成長力強化と財政健全化の双方を車の両軸とするバランスの良い経済財政運営を、一貫性をもって継続的に行っていく必要があるとし、当面は歳出削減を徹底し、小泉内閣の財政健全化（2001～06年度）を継続強化することにより、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化することを目標とした。

このような背景のもと、国では7月に「平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」を示し、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとし、公共事業関係費▲3.0%シーリング、その他の行政経費▲1.0%シーリングを行うとともに、「経済成長戦略推進事業」などの重点化促進加算枠を設定することとしている。

その結果、まとめられた概算要求額は、前年度予算比7.6%増の約85兆7,000億円となっており、このうち国の政策的経費である一般歳出は、7.4%増の約49兆8,000億円となっているが、今後社会保障関係経費や公共事業関係経費などを中心に圧縮・削減を行い、国債発行額についても前年度に引き続き極力抑制する方針である。

### Ⅲ 地方財政の状況

地方財政については、「基本方針2006」に沿って、国と地方の信頼関係を維持し、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促すことにより地方歳出の削減に取り組むこととし、特に地方公務員人件費や地方単独事業等の徹底した見直しによって、地方財政計画の歳出規模を抑制するとされている。

総務省が作成した平成19年度地方財政収支の8月仮試算では、歳出を一般行政経費1.1%増（25.5兆円）、投資的経費▲3.0%減（16.4兆円）と見積っている。一方、地方税等は2.6%増（39.6兆円）、地方交付税▲2.5%減（15.5兆円）、国庫支出金は▲0.1%減（10.2兆円）などとし、仮試算により計算した通常収支の不足額7.3兆円（前年度8.7兆円）については、臨時財政対策加算等の対策を講じることにより対処することを前提としている。仮試算における地方一般財源の姿として、地方税等は1.0兆円増（39.6兆円）、地方特例交付金等は▲0.3兆円減（0.5兆円）、地方交付税は出口ベース▲0.4兆円減（15.5兆円）、臨時財政対策債は▲0.3兆円（3.1兆円）としており、国では、景気の回復や税制改正により地方税が増収となることを前提として仮算定しているが、地方税や地方交付税等の一般財源総額を本年度と同額程度と見込むなど、地方団体にとっては来年度も今年度に引き続き、厳しい財政運営が避けられない状況にある。

### Ⅳ 本市の財政状況と予算編成の基本的な方針

このような中、本市の財政状況を見ると、平成17年度決算の財政分析では公債費関係の各指標及び実質収支比率において概ね適正範囲ではあるものの、経常収支比率が前年度に比して3.1ポイント上昇し87.1%となり、財政構造の弾力性を失いつつあると言われる80.0%を超える状態であり、さらに財政指標は悪化の状況にある。

また、平成19年度の財政見通しにおいては、歳入では個人住民税が定率減税の廃止や税源移譲に伴い増収が見込まれるものの、固定資産税においては、火力発電所償却資産の減価償却による減収、所得譲与税等各種交付金、臨時財政対策債の減少により、歳入一般財源の減少は避けられない状況にある。一方、歳出では、扶助費、公債費など義務的経費の増加が確実なことに加え、補助費の増加もあり、財源不足が見込まれる。

以上のことから、平成19年度当初予算編成に当たっては、少子高齢社会、環境調和社会など新しい時代に適応するために、「市民・成果・目的重視」の視点に立った行政経営を基本理念とする行政経営計画（集中改革プラン）に基づき、持続可能で柔軟な財政システムの確立を実現することを基本とし、さらに合併効果による内部事務経費の圧縮や経常経費の削減に取り組む。

また、限られた財源を重点的かつ効果的に配分するという観点から、新市建設計画及び経営戦略プランに基づき、優先的に取り組む施策の選択を行う。

予算の見積りに当たり、この基本方針の下、別紙予算編成作成要領に定めるもののほか、下記事項に特に留意の上、予算要求書を提出するよう通知する。

### 記

#### 1 予算編成の基本的な考え方

- (1) 当初予算は、年度間の見通しに立った予算の編成を行うこと。従って、年度途中の補正は、原則として行わないものであること。
- (2) 新市建設計画及び各部・各区で策定している経営戦略プランに基づく目標達成のため

め、中長期に係る重点事業については創意と工夫をこらし、重点選別主義により推進すること。この場合、当該事業の年度中に達成すべき目標及び事業内容の明確化を図り、強調できる特徴、改善点の構築に進めること。

また、新市・合併の基本理念である①それぞれの地域の主体性を尊重する地域分権・分散型の合併、②地域の特性を残す、生かす、伸ばす合併、③地域が互いに補完しあい、貢献しあう地域間ネットワーク型の合併を具現化するために、本庁事業及び各地域事業に対して一般財源ベースで予算枠を配分する。

- (3) 要求額の見積りに当たっては、これまでの積算方法にとらわれることなく、前年度決算額、本年度決算見込額を踏まえ、多額の不要額が生じているものや過去の伸び率を機械的に乗じているものについては、抜本的な見直しを行った上、適切な科目により適切な所要額を要求すること。
- (4) 限られた財源をこれまで以上に効果的・効率的に活用していくため、すべての事業について例外なく見直すこととし、必要性、緊急性、効果等の観点から重点選別を徹底するとともに、新規施策及び歳出の増加を伴う制度の改正については、スクラップ・アンド・ビルドの原則を遵守し、既存施策の廃止、縮小などにより財源の確保を図ること。また、既に実施を決定した事業や設計、建設に着手した事業についても、可能な限り事業規模の見直しや進捗調整を行うこと。なお、新規施策については、原則として終期を設定するものであること。
- (5) 国県の予算、制度に関わる施策については、構造改革の動きの中で大きく変わることが想定されることから、予算編成の動向について情報収集を積極的に行うこと。なお、国県補助金等が廃止・縮小されるもので、市単独事業として実施すべきと判断するものについては、緊急性、必要性、費用対効果などを厳しく精査して要求すること。
- (6) 市債充当事業については、元利償還金に対して交付税措置のある有利な市債の選択及び償還総額、償還年月等後年度負担に配慮した借入れを行うこと。

## 2 予算要求の基準

予算要求額の基準は、次の2(2)(3)(4)に掲げる経費を除き、予算事業区分毎に一般財源ベースで以下のように定める。

- (1) 上限を設定する経費
  - ① 投資的事業（新市建設計画に掲げる重点事業、地域重点事業を含む）は、平成18年度当初予算比10%マイナスした額以内。
  - ② 経常経費（一般経費、施設管理運営経費、単独事業、事務費繰出金）、政策的経費等、投資的事業以外は平成18年度当初予算比3%マイナスした額以内。  
ただし、予算要求区分表に配分額がある場合には、その配分額以内。
- (2) 一律的な要求の上限を設定しない経費
  - ① 人件費（時間外勤務手当を除く）
  - ② 公債費
  - ③ 扶助費（補助事業のみ）
  - ④ 災害復旧費
  - ⑤ 法令・条例などにより市の負担が義務付けられている経費
  - ⑥ 平成18年度までに設定した債務負担行為に基づく経費
- (3) 各区自治振興基金事業（小高区・鹿島区・原町区の自治振興基金）について  
各区の地域事業では地域配分額のほか、地域協議会の協議を経て地域の特色ある事業

を展開する場合、「それぞれの自治振興基金」を財源として地域予算を要求することができる。

(4) 地域振興基金事業について

市民の連携の強化及び地域振興を図るため、地域振興基金条例及び同施行規則（案）に基づき事業を実施する場合、「地域振興基金」を財源として予算を要求することができる。

①市民の**連携強化**（地域住民の一体感の醸成）の事業 **所要額**

例示：イベントの開催、市の魅力化・イメージアップ事業、新しい文化の創造に関する事業、民間団体・まちづくり事業への助成 など

②各区（旧市町）の**地域振興**のための事業 **配分額 100,000千円程度を予定**

例示：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化事業 など

配分額◎：小高区 20,000千円、鹿島区 20,000千円、原町区 60,000千円  
を目安とする

予算要求区分表

区分	予算事業区分	主な経費	要求基準	備考	
本庁見 積事業	<b>1</b> 基礎経費	<b>1</b> 人件費、公債費、積立金（自治区振興基金を除く。）、投資出資及び貸付金、広域圏市町村組合など負担金	<b>所要額</b>	事業の細々目が10番代の事業	
	<b>2</b> 本庁事業	<b>2-2</b> 普通建設事業のうち重点事業	<b>前年度比 ▲10%</b>	事業の細々目が25番の事業	
<b>2-1</b> 物件費、補助費等のうち全市的な経費		<b>配分額 ㉑</b>	<b>所要額</b> 地域振興基金事業 <b>連携強化</b>	事業の細々目が20番代の事業	
区役所 見積事業	<b>3</b> 管理事業	<b>3-1</b> 物件費、補助費等のうち基本サービス提供に関する部分、扶助費		<b>前年度比 ▲3%</b>	事業の細々目が小高区は30、鹿島区は50、原町区は70番代の事業
		<b>3-2</b> 普通建設事業のうち地域事業で、新市建設計画に計上されている事業	<b>前年度比 ▲10%</b>	事業の細々目が小高区は35、45、鹿島区は55、65、原町区は75、85番の事業	
	<b>4</b> 地域事業	<b>4</b> <b>1</b> ～ <b>3</b> 以外すべて	<b>配分額</b> <b>㉒</b> —小高区 <b>㉓</b> —鹿島区 <b>㉔</b> —原町区	<b>配分額 ㉒</b> 地域振興基金事業 <b>地域振興</b>	<b>所要額</b> 各区自治振興基金事業

（※予算事業区分の番号は、別紙1「予算要求のイメージ」番号と一致する。）

また、本庁事業**2-1**㉑及び地域事業**4**（**㉒**—小高区、**㉓**—鹿島区、**㉔**—原町区）に対しては一般財源ベースの枠配分とするが、その配分額については、後日、別途通知する。

### 3 重点分野について

平成19年度当初予算における重点分野については、新市建設計画の検証結果や市長方針「4つの重点政策」を踏まえて策定された各部・各区経営戦略プランに掲載された事業を基本とする。

また、「人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な社会」「交流型社会」「市民自治社会」の実現を本市の当面する重要課題と位置づけ、各部・各区が優先して重点的に取り組む事業については、以下の分野と視点に基づいて選択する。

①健やかな子どもを育てられるしくみづくり

**視点**：子育て・幼保一元・学力向上

②生きがいと安らぎの高齢者の暮らしづくり

**視点**：介護予防・地域医療・障がい者福祉・安全

③地域資源をいかした交流のまちづくり

**視点**：中心市街地・二地域居住・スポーツ・観光・ツーリズム・情報発信・地産地消

④足腰の強い産業のふるさとづくり

**視点**：企業誘致・企業支援・雇用確保

⑤人と知恵が支え合う身近な地域づくり

**視点**：地域コミュニティ・NPO・市民自治

### 4 事務事業事前評価の実施

限りある財源の中でより質の高い行政サービスを提供し、市民満足度の向上を図るため、事務事業事前評価実施要綱に基づき、新規事業について事務事業事前評価を実施する。

実施に当たっては、新市建設計画あるいは経営戦略プラン上の位置付け、目的を明確にし、妥当性、有効性、緊急性・優先性について、所掌部門の利害を離れた全庁経営的な視点で判断すること。

### 5 歳入に関する事項

- (1) 市税、地方譲与税及び地方交付税については、経済情勢の推移、その他諸般の状況を見極め、確実な年間収入額を見積ること。
- (2) 国県支出金については、補助金の削減、合理化措置に留意し、国県の予算編成の動向等を十分見極めながら的確に見積ること。なお、廃止、縮減される国庫補助・負担金等がある場合については、国県からの通知文やその内容が記載されている資料に基づき積算を行って見積ること。（要求書提出時に資料を併せて提出）
- (3) 分担金、負担金、使用料、手数料については、条例に基づき適正に見積ること。
- (4) 財産収入については、財産貸付料等の適正化を図るほか、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努め見積ること。
- (5) 市債充当事業の見積りに当たっては、財務課長と事前に協議を行うこと。
- (6) その他の歳入については、可能な限り積極的に財源の確保を図ること。

### 6 歳出に関する事項

#### 【全般的事項】

- (1) すべての事務事業について、後年度負担を十分に検討し、将来過大な財政負担・人

的負担を招くものは厳に抑制すること。

- (2) 上限値が設定されている事業については、一律的な削減を行うのではなく、事業の目的・効果等を十分考慮の上、廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業とを十分見極めながら見直しを行い、メリハリのある効果的な事業の構築に留意して、具体的な削減方策に基づき根拠のある額の算定を行うこと。
- (3) 人件費の増嵩の要因となるものについては、厳に抑制すること。
- (4) 他の部課に関連する事業については、事前に連絡調整を行い、統一性を欠くことのないように留意すること。
- ① 嘱託職員、臨時職員の雇用については人事行政課長と、
  - ② 情報機器、電算処理システムの導入については情報政策課長と、
  - ③ 市有建築物に係る大規模な営繕工事費の見積りについては都市計画課長と、
  - ④ 新規公用車両の購入は認めないものとし、更新車両についても軽自動車・低燃費車両・低公害車両の活用など費用対効果を考慮することとするので、財務課長と、
  - ⑤ 原課が大規模な工事に係る設計・監督等を依頼する場合で業者から工事等の見積りを徴する場合は土木課長と
- それぞれあらかじめ協議すること。
- (5) 経費の見積りにあたっては、別添「予算見積作成要領」によること。

#### 【個別的事項】

- (1) 人件費（時間外勤務手当含む。）については、当面の措置とし、平成18年11月1日の現員により見積ること。
- このうち、時間外勤務手当については、平成18年度の決算見込を踏まえ、平成18年度当初予算編成と同様に人事行政課で一括して見積るので、各課で見積る必要はないが、行政事務の電子化に伴う事務の簡素化・効率化、業務執行体制の見直しを図るなど、更なる縮減に努めること。
- また、週休日等における勤務命令の取扱いについては、平成18年10月13日付、18人事務連絡（総務部長名通知）による運用とするので留意のこと。
- (2) 物件費については、厳に抑制を図ること。
- 特に、
- ① 食糧費については、市民からの疑惑あるいは、社会的な批判を招く恐れのある経費の計上は厳に慎むこと。
  - ② 旅費については、文書・ファクシミリ・電話・電子メール等の活用により、出張による打合せ・視察を極力控え、特に全国大会・東北大会・総会等の出席は原則認めない。さらに、宿泊を要する出張や各種団体からの派遣依頼、他市との連絡協議会、研究会の行政視察は原則として1人とする。
  - ③ 謝礼については、会議内容等を十分検討の上、適正、公平な額の支給により削減を図ること。
  - ④ 事務用消耗品費については、個人、各課所有の消耗品の総点検等により徹底した節減を行うとともに、各区役所ごとに集中管理を行う分野があるので、別紙「事務用消耗品費見積り基準資料」に定める各区分に留意し、対応すること。
  - ⑤ 委託については、委託業務により委託料の額を上回る行政負担の軽減が図れるかなど、事業全体経費の削減効果の検討を十分行った上で見積ること。
  - ⑥ 嘱託職員に係る経費については、賃金単価に留意し、人事行政課長と協議の上、見

積ること。

⑦臨時職員に係る経費については、平成18年度予算措置した額の範囲を上限とするので、人事行政課長と協議の上、見積ること。

⑧印刷物については、必要性を再点検するとともに、ホームページ、サイボウズへの掲載による対応についても検討の上見積ること。

(3) 維持補修費については、施設の現況、投資的経費との関連、緊急性等を検討し、必要最少限度において見積ること。

(4) 扶助費については、措置対象人員の推移、扶助基準及び単価改定の動向を的確に把握し適正に見積るとともに、市単独扶助費については所得制限導入など各種サービスの見直しに努めること。

(5) 補助金については、次により精査を行い、適正に見積ること。

また、平成18年11月2日付、自治振興室長名『「合併協定項目にかかる現状調査について」の様式1の1 協定項目調整内容調査 18.補助金、交付金等の取扱い』に記載されている調整内容（別記）に基づき、適正に見積もること。

①新規補助、補助率のアップ、補助金の増額は、原則として認めないこと。

②市単独の補助金、特に運営補助については、補助金に頼るのではなく自立的な運営が可能となるための一時的な支援となるよう補助のあり方を見直すこと。

③国県支出金を特定財源とする市補助金の市の上乗せ負担は、補助基本額の範囲内とすること。

(別記)

18. 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等取扱いについては、従来からの経緯、実績等を考慮し、原則として平成17年度は現行を基本とするが、公共の必要性・有効性・公平性の観点から次のとおりとする。

1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

2 独自の補助金等については、従来の活動実績を尊重し、補助金等の目的を明確化し、関係機関・団体及び新市全体の均衡を保つよう調整する。

3 整理統合・再編できる補助金等については、速やかに統合・再編・廃止するよう調整する。

(6) 投資的経費については、施工箇所ごとに事業の緊急性、費用対効果等の観点から検討を加え、事業の重点選別化、優先順位の明確化等を図るとともに、事業規模の適正化やコスト縮減を更に進め、事業の効率化による事業量の確保に努めること。

①補助事業については、補助基本額、補助率、負担区分及び適債性について、関係機関と十分協議し、補助金交付の確実なものについて見積ること。

②市単独事業については、補助事業との関連を慎重に調整の上、見積ること。

③建設コスト縮減に向けて、事業内容の検討を行い必要以上に華美・過大な投資は厳に慎むとともに、工事の計画、設計等の見直し等、国で示した「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を踏まえ削減に努めること。

(7) 債務負担行為については、後年度の財政運営に支障をきたすことのないよう、事業内容、負担限度等を十分検討した上で、必要最少限において見積ること。

(8) 国県補助事業における補助事務費の充実に際しては、可能な限り

①人件費（人事行政課と協議すること。）

②賃金支弁職員（嘱託・臨時職員）経費（真に必要な場合で人事行政課と協議が整ったものに限る。）

③使用料・賃借料（パソコンなど）

④その他物件費 の順に充当すること。

## 7 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の予算編成については、上記に準じるとともに採算性の維持、経営の健全化を旨として一層の経費の節減合理化を図った上で見積ること。

## 8 その他

平成18年度下期における予算執行については、既定経費であっても不急なもの、年度後半で効果が薄いものについては、執行を留保するなど予算の効率化と経費削減になお一層、努力に意を配されたい。